回答日:令和4年12月14日

回答者:宮崎県教育庁スポーツ振興課

競技力向上推進室 施設設備

質問	回 答
質問日:令和4年12月12日	
質問日:令和4年12月12日 1 工事における配置予定技術者についてですが、手持ち工事がある場合の配置可能基準日をお教えください。	1 配置予定技術者の専任要件の取扱いについては、原則的な取扱いとして、「本工事の配置予定技術者が、手持工事の監理技術者等となっている場合、「契約日」までに手持工事の工事完成届を提出し、工事着手日までに手持工事の引渡しが完了すれば、本工事の監理技術者等になることができるとされていますが、」本件は、設計と施工を一括して発
	注する公募型プロポーザル方式で実施する ため、上記の配置可能基準日である「契約日」 を、実施設計完了後の「建築基準法第 18 条 第 3 項の規定による確認済証の交付日」とし て運用します。

回答について質問等がある場合は、下記までご連絡下さい。

問い合わせ先

宮崎県教育庁スポーツ振興課競技力向上推進室

施設整備担当:酒井・田崎・甲斐 電話:0985(26)7594

FAX: 0 9 8 5 (2 6) 7 3 3 9

Email: kyogiryokukojo@pref.miyazaki.lg.jp